

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 規 則

ページ

- 北九州市職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則【総務局人事部人事課】

3

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則

航海士及び機関士の職種名を新設することにしました。

この規則は、平成30年4月1日から施行することにしました。

北九州市職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する

。

平成 29 年 12 月 15 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 57 号

北九州市職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則

北九州市職員の職名等に関する規則（昭和 38 年北九州市規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表の職員のうち

| | | |
|-----|-----------------|---|
| 機関長 | 船舶機関長の業務を行う職務 | を |
| 航海士 | 船長等の業務を行う航海士の職務 | に |
| 機関長 | 船舶機関長の業務を行う職務 | |
| 機関士 | 船舶機関士の業務を行う職務 | |

改める。

付 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。